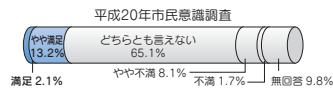


基本政策7 将来まで自律した状態が続く都市経営（自律した都市経営の実践）

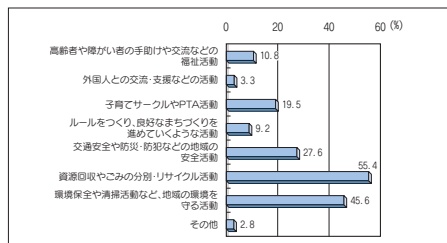
政策1 参加と協働による市政の運営



■現状・問題点

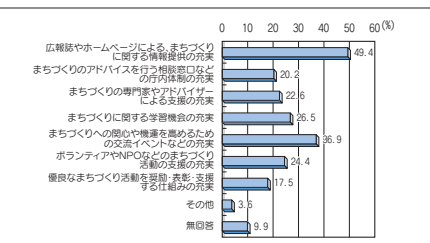
- ◆多様化・複雑化した地域課題や市民ニーズに適切に対応するためには、市民、NPO*、企業、行政などの多様な主体が協働してまちづくりを担うことが必要となります。
- ◆近年、高齢者援護、子育て支援、身近な防災防犯といった地域課題に対して、集落・小学校区で形成されてきた地域コミュニティのほか、NPO、ボランティア、企業、大学などでも積極的に関わろうとする動きが現れており、今後のまちづくりを担う重要な主体となってきています。
- ◆地域特有の課題や市民ニーズの中には、交通環境の整備、中山間地域における限界集落化への対応、各地域の個性を活かしたまちづくりなど、これまでの地域コミュニティでは規模が小さ過ぎて担いきれないものも現れてきています。

図表 7-1 市民参加によるまちづくりの取り組み



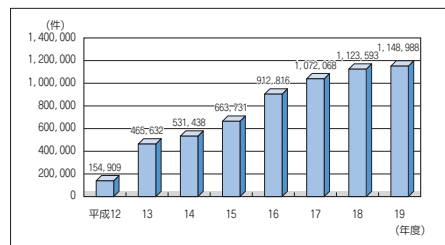
出典：企画課【平成20年市民意識調査】

図表 7-2 市民活動活性化のために重要な行政支援



出典：企画課【平成20年市民意識調査】

図表 7-3 ホームページアクセス件数

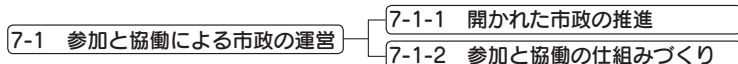


出典：広報広聴課

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 市民、NPO、行政などの多様な主体が適切な役割分担と対等なパートナーシップの下で協働して市政を運営する市民自治が実現している。
- 基本方針 → 市政情報の積極的な提供と政策・施策の説明責任を果たすことにより、市民の市政に対する理解を深めます。また、市民が主体的に参加・参画できる自治体制を構築します。

■施策の体系



* NPO Non Profit Organization ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

■施策

7-1-1 開かれた市政の推進（担当：広報広聴課）

政策・施策の立案段階において市民から広く意見を求めるパブリックコメント制度や、誰もが市政情報にアクセスする権利を保障する情報公開制度と個人情報保護制度の適切な運用に努め、市民の意見・意向を適確に反映できる市政運営を進めます。

多様な広報媒体を活かした市政情報を正確かつ効果的に発信し、市民と行政とのコミュニケーションを活性化させ、市民の自治意識の高揚と市民活動の活性化を支援します。

	事業名	事業概要
主な取組	広聴事業	パブリックコメント制度
	情報公開・個人情報保護事業	情報公開・個人情報保護制度
	広報事業	ホームページでの情報発信
	統計調査事業	統計ポータルサイト

7-1-2 参加と協働の仕組みづくり（担当：企画課）

審議会委員の市民公募、審議会の公開、ワークショップ手法*1などを推進し、政策・施策の立案段階から市民が参画する市政運営を進めます。

これまで地域における身近な課題を中心となって解決してきた集落・小学校区に組織された地域コミュニティに加えてより広域な課題にも自立して対応できるように地域コミュニティの組織化、本市における自治や都市内分権*2の範囲、自治体制などを規範化した自治基本条例の制定などに取り組み、地域の課題に対応できる地域協働の仕組みづくりを進めます。

	事業名	事業概要
主な取組	組織行政運営制度事業	審議会への公募委員登用、審議会の公開
	自治構造再編事業	地域コミュニティ体制再編、自治基本条例制定

■参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)開かれた市政の推進	市ホームページアクセス件数	1,148,988件(平成19年度)	1,550,000件
(2)参加と協働の仕組みづくり	公募委員のいる審議会などの割合	35.1%(平成20年)	60% ※1)

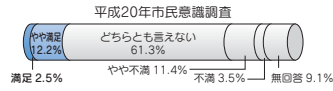
※1) 約4割の審議会などは、個人情報を扱ったり、高度な専門性が求められるなど、市民の参加を求めにくい性質のものとなっています。

*1 ワークショップ手法 講義などのように一方的な知識・情報伝達ではなく、参加者が積極的に参加・体験し、参加者同士の相互作用のなかで、何かを創造したり、合意形成を図る手法

*2 都市内分権 地域の実情にあったまちづくりを住民が主体となって、市役所と協働で進める仕組み

基本政策7 将来まで自律した状態が続く都市経営（自律した都市経営の実践）

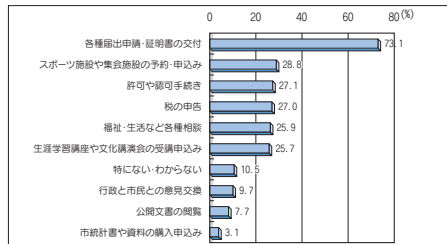
政策2 効率的な行政経営の推進



■現状・問題点

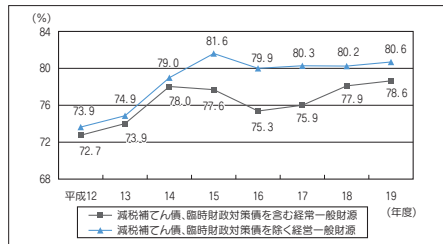
- ◆利便性・効率性の高い市政運営の実現に向けて、効率的な行政経営を実現する行政評価^{*1}制度の導入、公的サービスを最適な主体・手法によって供給するPFI^{*2}事業手法や指定管理者制度^{*3}の活用、ワンストップサービスを拡充する電子自治体の推進など、新しい経営手法を積極的に取り込むことが求められています。
- ◆地方分権の時代において自治体には自らの創意工夫による自立的な政策立案が求められており、職員の能力向上や有識者・市民と連携した政策研究の推進、再任用制度の活用など、多岐にわたる政策課題の解決に向けた執務体制の構築が必要となっています。
- ◆施設の多様化・大型化に伴う公共投資の拡大や維持管理コストの増大などが見込まれ、長期的かつ計画的な施設管理による財政需要の適確な把握が必要となっています。また、高齢化に伴う社会保障費の増大が懸念されることから、一層の財源涵養と経費節減を通じた財源確保が必要となります。
- ◆長期的には、愛知県・岐阜県・三重県・静岡県などを一つの広域自治体とする道州制^{*4}の導入、西三河南部地域を一体の生活圏として捉えた都市計画区域の広域再編など、広域化する行政圏域に対応した効率的かつ効果的な行政運営やまちづくりの実現が課題となっています。

図表 7-4 市役所に向かず取得したいサービス



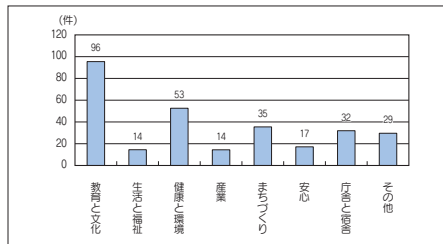
出典：IT推進課【平成15年情報化に関するアンケート調査】

図表 7-5 経常収支比率^{*5}の状況



出典：財政課

図表 7-6 平成19年全国でPFI手法を用いた公共事業を行おうとしている事業



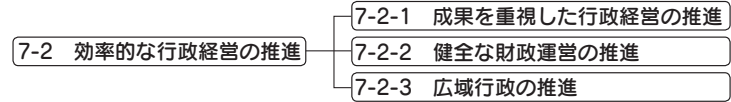
出典：内閣府 PFI 推進委員会

■めざす状態と基本方針

- めざす状態 → 経営感覚を持った行政が進められ、政策・施策の成果が上がっている。
- 基本方針 → 行政が果たすべき真の役割を見極めながら、業務の効率化と財政の健全化を進め、安定した持続可能な行政経営を実践します。

*1 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *2 PFI 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、公共が直接整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備・維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法
 *3 指定管理者制度 これまで公の施設の管理は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに委託先が限定されていたが、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的として、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度
 *4 道州制 現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」「州」という広域的な地方行政の単位に編成するもの
 *5 経常収支比率 率などの一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているか、財政の健全性を表す指標で、70～80%が望ましい

■施策の体系



■施策

7-2-1 成果を重視した行政経営の推進（主担当：企画課）

行政サービスの生産性や生み出される成果を管理基準とする行政評価^{*1}と人事評価を組織マネジメントに活用し、成果志向に基づいた行政経営を実践します。また、自治体E A（エンタープライズアーキテクチャー）^{*2}と地域情報プラットフォームを活用して、庁内業務とそれを支える情報システムの最適化を図り、情報システムを通じた業務改革を進めます。

「岡崎げんき館」に始めて導入したPFI^{*3}については、コストを削減しつつ、従来と同等またはそれ以上の公的サービスを提供できる事業手法として、導入を積極的に進めます。

公共施設や都市基盤などの建設のみならず維持管理をも考慮した品質向上をめざす「公共工事ベストバリュープラン」を進め、価格と品質の両面が総合的に優れた価値の高い公共工事を実施します。

学識者や有識者と連携した政策研究を担う都市シンクタンクを設立し、学術的又は実践的・経験的な知見に基づいた政策の研究・立案を進めます。

主な取組

事業名	事業概要
行政改革事業	行政改革大綱、民間委託、指定管理者制度 ^{*4} 、行政評価実施、業務改善運動
政策企画事業	都市シンクタンク機能構築、PFI 推進・支援
情報処理事業	業務・システム最適化
人事管理事業	人事管理トータルシステム

7-2-2 健全な財政運営の推進（主担当：財政課）

電子申告や電子納税、コンビニ納税などの利用しやすい納税環境の整備、滞納者の特性に応じた滞納処分の実施などに取り組み、納付率の向上につなげます。

保有する土地、建物、設備などを総合的・長期的に企画・管理・活用するファシリティマネジメント^{*5}に組み、経営的な視点から設備投資や管理運営に要するコストを最小化し、施設の効用を最大化した行政運営を実践します。

市民から負託された資源の配分と運用状況を分かりやすく説明した財政状況の公表に努めます。

主な取組

事業名	事業概要
市民税賦課事業	電子申告
市税徴収事業	電子納税、コンビニ納税、クレジット納税
公共建築物整備事業	公共建築物管理保全最適化
予算決算事業	財政状況公表

*1 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *2 自治体E A（エンタープライズアーキテクチャー） 行政改革の視点を取り入れ、自治体の組織全体を通じた業務・システムの最適化を図る設計手法
 *3 PFI 公共サービスの提供に際して公共施設が必要な場合に、公共が直接整備せずに民間資金を利用して民間に施設の整備・維持管理と公共サービスの提供を委ねる手法
 *4 指定管理者制度 これまで公の施設の管理は、公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体などに委託先が限定されていたが、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減などを図ることを目的として、公の施設の管理に民間の能力を活用する制度
 *5 ファシリティマネジメント 効率的な活動を行えるように建築物の設備・人員組織などを総合的に管理すること

7-2-3 広域行政の推進（担当：企画課）

新たな広域都市計画区域の設定、消防の広域再編などを始めとした近隣市町との広域連携の促進や調査研究を進め、効率的かつ効果的な行財政運営を実践します。

地方税財政制度の改革や所掌事務の拡大など地方分権の拡大に伴う影響を把握するとともに、地方機関の再編、コミュニティとの関係など道州制*1がもたらす市町村への影響を調査研究し、中長期的な地方自治体のあり方を展望します。

主な
取組

事業名	事業概要
広域政策推進事業	広域行政の調査・研究
消防体制整備事業	消防広域化の調査・実施

参考指標

施策名	指標名	現状値(基準年)	目標(平成26年度)
(1)成果を重視した行政経営の推進	行政評価*2による改善件数	317件(平成19年度)	400件
(2)健全な財政運営の推進	経常収支比率*3	78.6%(平成19年度)	80%以下
(3)広域行政の推進	広域実施事業数	65事業(平成21年)	70事業

*1 道州制 現在の都道府県を整理して、日本全国をいくつかの大きなブロックに分け、「道」「州」という広域的な地方行政の単位に編成するもの
 *2 行政評価 行政活動を政策の視点、執行の視点などから一定の基準にしたがって評価し、その結果を今後の行政活動の改善に結びつける手法
 *3 経常収支比率 減税補てん債、臨時財政対策債を含む、経常一般財源を、人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充当しているか、財政の健全性を表す指標で、70~80%が望ましく、80%を超えると臨時の財政需要に余裕を持って対応し難くなる